

令和 7 年度における
差押不動産等の鑑定人の応募要領

令和 7 年 1 月

仙台国税局

令和7年1月27日

令和7年度における差押不動産等の鑑定人の応募要領

- 1 仙台湾税局（以下「当局」といいます。）では、当局の管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する全国の国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）及び税務署において差し押さえた不動産等の時価の鑑定評価等を行うための鑑定人として、不動産鑑定士を以下の期間募集します。

募集期間 令和7年1月27日（月）から令和7年2月14日（金）まで（必着）

- 2 依頼する業務は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に行う次の業務です。

- ① 差押不動産（国税徴収法第89条の2第4項に規定する特定参加差押不動産を含みます。以下同じ。）又はそれ以外の不動産（以下「差押不動産等」といいます。）の鑑定評価
- ② 差押不動産等の現況調査に係る調査報告書の作成又は意見書の作成
- ③ ①、②に付随する諸業務

また、鑑定評価、現況調査又は意見書の作成（以下「評価等」といいます。）を依頼する不動産に関して、依頼した業務を通じて知り得た情報については、保持していただくべき守秘義務があるとともに、作成していただいた鑑定評価書、調査報告書又は意見書については、差押不動産等の公売時又は税務上の係争が生じた場合等に、公告書類又は参考資料として公開対象となります。

業務の詳細については、別添1「差押不動産等の評価等業務仕様書」に記載しておりますので、必ず確認願います。

- 3 具体的な応募手続等については、以下のとおりですので、応募資格等をよく確認して所定の申請書類により受付期間内に応募してください。

(1) 応募資格

応募資格を有するのは、以下の全ての要件を満たしている不動産鑑定士です。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ロ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ハ 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

ニ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

ホ 現に、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」といいます。）第22条の規定による登録を受けている不動産鑑定業者又は登録を受けている不動産鑑定業者

の事務所の常勤の不動産鑑定士であること。

ヘ 過去３年間（暦年）において不動産の鑑定評価（競売不動産の評価を含みます。）を年間５件以上行うなど十分な鑑定評価経験があること。

ト 不動産鑑定士及びその不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っていること。

チ 鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していること。

リ 不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が、鑑定評価法第41条の規定による監督処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していること。

ヌ 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者の財産についての競売の申立て、破産手続開始の申立てがあること等により、依頼する業務の遂行に重大な支障が生ずると認められる事情がないこと。

ル 依頼した業務に携わる期間を通じてその業務を速やかに、かつ、適切に実施できる状況にあること。

(2) 応募手続

イ 申請書類

様式１－１「鑑定人の希望届出書」（応募を希望する不動産鑑定士が、同一の不動産鑑定業者に２名以上いる場合は、様式１－２「鑑定人の希望届出書（次葉）」を併せて提出してください。）

様式１－３「誓約書・役員等名簿」

様式１－４「指名停止等に関する申出書」

ロ 申請書類等の配付期間

令和７年１月２７日（月）から

ハ 申請書類の入手方法

応募手続に係る申請書類は、全国の国税局のホームページ「調達情報」に掲載している様式をダウンロードすることにより入手してください。また、全国の国税局総務部会計課又は徴収部（別添２参照）の窓口にて直接入手することもできます。

(3) 応募の受付先

当局会計課に提出してください。

(4) 応募の受付期間

令和７年１月２７日（月）から令和７年２月１４日（金）１７時まで（必着）

4 差押不動産等の鑑定人の募集は、各国税局で実施しています。

当局の管轄区域以外の都道府県に所在する差押不動産等の評価等についても希望される方は、別添２を参照の上、その都道府県を管轄する国税局にも申請書類を提出してください。

5 応募された不動産鑑定士については、３(1)の応募資格及び提出していただいた申請書類に基づき登録審査を行います。

審査の結果、各国税局において、令和7年度の鑑定人として登録することとなった不動産鑑定士については、応募された不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者宛に登録した旨を通知します。

6 契約締結に当たっては、契約書を作成します。

なお、本件公募に係る契約は、令和7年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とします。本件の場合には、令和7年度予算が令和6年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和7年4月1日となります。

差押不動産等の評価等業務仕様書

1 業務内容

鑑定評価等の業務内容は、以下に記載した項目に基づき、全国の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税務署において差し押さえた不動産等について、公売等を行うための参考として、依頼する次の業務である。

（業務内容）

- ① 差押不動産（国税徴収法第 89 条の 2 第 4 項に規定する特定参加差押不動産を含む。以下同じ。）又はそれ以外の不動産（以下「差押不動産等」という。）の鑑定評価
- ② 差押不動産等の現況調査に係る調査報告書の作成又は意見書の作成
- ③ ①、②に付随する諸業務

2 評価等を依頼する不動産の範囲

鑑定評価、現況調査又は意見書の作成（以下「評価等」という。）を依頼する不動産は、仙台国税局（以下「当局」という。）管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する差押不動産等である。

3 評価等の依頼

差押不動産等の評価等の依頼については、令和 7 年度の鑑定人として登録した鑑定人の中から、原則として、応募時に提出された申請書類（様式 1-1 及び様式 1-2）の「⑪希望する業務」欄及び「⑫精通している（希望する）地域及び種別・類型」欄に基づき、鑑定人となることを希望した不動産鑑定士を指定して行う。

なお、希望する業務を依頼すべき差押不動産等がない場合や評価等を依頼すべき差押不動産等が希望する地域にない場合、また、希望する地域における鑑定人の人数が、令和 7 年度に評価等を依頼する差押不動産等の件数より多い場合などには、契約期間内に評価等の依頼が行われないこともある。

依頼すべき業務を希望する鑑定人がいない場合や、差押不動産等の所在地の評価等を希望する鑑定人がいない場合などには、希望する業務以外の業務や、希望地域以外の所在地の差押不動産等の評価等を依頼することがある。

また、差押不動産等の評価等の依頼は、原則として、当局から行うが、評価等を行う差押不動産等に係る事案が当局又は当局が管轄する税務署の担当でない場合は、その事案を担当する国税局から評価等の依頼を行う。

（参考）

令和 6 年度における当局の評価等依頼実績（令和 7 年 1 月 27 日現在）

- 登録した鑑定人の人数 88 人
- 鑑定評価を依頼した人数 17 人

4 鑑定評価の留意点

- (1) 鑑定評価額の決定に当たっては、不動産鑑定評価手順を十分に尽くし、専門職業家としての良心に従い、適正と判断される額を決定すること。
- (2) 公売財産である不動産の鑑定評価額には、市場性減価（公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価）を適切に反映させること。
- (3) 差押不動産等によっては、鑑定評価書に土地と建物（借地権等を考慮した価格）等の内訳価格の記載を依頼することがあるので、その場合は鑑定評価額の内訳価格を記載すること。
- (4) 底地（宅地について借地権の付着している場合における当該宅地の所有権）の鑑定報酬は更地価格を基礎とするため、更地価格を明記した上で、鑑定評価額を記載すること。

5 鑑定評価書の提出

差押不動産等の鑑定評価を依頼した場合には、依頼した日から 30 日以内（権利関係錯綜などにより期限内の提出が困難な場合は別途協議）に、指定された部数の鑑定評価書を作成し、鑑定評価を依頼した国税局（当局においては、徴収部特別整理第一部門）に提出すること。

また、鑑定評価を依頼した差押不動産等の写真等のデータについては、鑑定評価書とは別に提出を求める場合があるので、その場合は、指定された提出方法によりデータを提出すること。

6 調査報告書の提出

差押不動産等の現況調査を依頼した場合は、現況調査を依頼した日から 10 日以内に、指定された部数の調査報告書（様式 2-1）及び調査票（様式 2-2）を作成し、現況調査を依頼した国税局（当局においては、徴収部特別整理第一部門）に提出すること。

また、調査を依頼した差押不動産等の写真等のデータについては、調査報告書とは別に提出を求める場合があるので、その場合は、指定された提出方法によりデータを提出すること。

7 意見書の提出

(1) 差押不動産に係る意見書

評価額が比較的低額と見込まれる差押不動産の評価や、鑑定評価をした差押不動産の再評価として意見書の作成を依頼した場合は、指定された期限までに、指定された部数の意見書を作成し、依頼した国税局（当局においては、徴収部特別整理第一部門）に提出すること。この場合は、鑑定評価書の提出は必要ない。

(2) 差押不動産以外の不動産に係る意見書

差押不動産以外の不動産について、国税局が提供する鑑定評価書の写しに記載されている内容に対する意見書の作成を依頼した場合は、依頼した日から 10 日以内に、指定された部数の意見書を作成し、国税局（当局においては、徴収部特別整理第一部門）に提出すること。

(3) データの提出

前記(1)又は(2)により、意見書の作成を依頼した不動産の写真等のデータについては、意見書とは別に提出を求める場合があるので、その場合は、指定された提出方法によりデー

タを提出すること。

8 鑑定報酬

評価等を依頼した差押不動産等の鑑定評価書、調査報告書、意見書等（以下「鑑定評価書等」という。）が提出された後、鑑定報酬額を支払う。

なお、この鑑定報酬額は、国土交通省内に設置されている「中央用地対策連絡協議会事務局」において協議会会員間で申合せがされた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」を基準とした「差押不動産等の評価等の依頼に係る鑑定評価報酬基準額」に基づき算出する鑑定報酬額による。

9 鑑定評価等により知り得た情報の秘密保持

依頼を受けた評価等において知り得た情報については、契約期間中のみならず、契約期間後においても秘密保持の義務がある。

10 連絡等の禁止

本業務に係る差押不動産等の本業務を基礎とした換価が終了するまでは、国税局又は税務署の職員を介することなく、本業務に係る差押不動産等の所有者及びその関係者に、直接であると、間接であるとを問わず、連絡等を行うことはできない。

11 換価による買受けの禁止

本業務に係る差押不動産等が本業務を基礎として換価に付された場合には、直接であると、間接であるとを問わず、買い受けることはできない。

12 情報の公開

前記5から7により提出された鑑定評価書等については、鑑定評価を行った差押不動産を公売する場合や鑑定評価等を行った不動産について税務上の係争が生じた場合等には、公開する場合がある。その際、評価等の依頼のあった国税局から不足資料等の提出又は補正の指示を受けたときは、速やかに、その指示に基づく資料を作成の上、提出すること。

13 評価等の依頼の取消し

応募資格に該当しないこととなった場合、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に基づく懲戒処分を受けた場合、主宰する（所属する）不動産鑑定事務所が同法第41条に基づく監督処分を受けた場合、評価等に当たり国税局の指示に従わない場合などには、既に行っている差押不動産等の評価等の依頼を取り消す。

なお、鑑定評価書等の提出前に、上記の事由により評価等の依頼を取り消した場合は、その鑑定評価等に係る鑑定報酬は支払わない。

また、評価等の依頼を取り消した後は、差押不動産等の評価等の依頼を行う鑑定人の登録から抹消する。

14 個人番号に係る対応

国税局から「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の作成のため、個人番号の提供及び本人確認書類の写しの提出を求められた場合は、速やかに国税局の指示に従うこと。

15 その他

前記 1 から 14 までに記載のない事項については、差押不動産等の評価等の依頼を行った国税局（当局においては、徴収部特別整理第一部門）の担当官と必要に応じて協議すること。

申請書類の提出先及び照会先

鑑定評価等を希望する不動産 の所在地のある都道府県	提出先、照会先、電話番号	住 所
北海道	(提出) 札幌国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 011-231-5011	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	(提出) 仙台国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 022-263-1111	〒980-8430 仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 A 棟
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、長野県	(提出) 関東信越国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 048-600-3111	〒330-9719 さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県	(提出) 東京国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 03-3542-2111	〒104-8449 中央区築地 5 丁目 3 番 1 号
富山県、石川県、福井県	(提出) 金沢国税局 会計課 (照会) 同 徴収課 (電話) 076-231-2131	〒920-8586 金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎
岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	(提出) 名古屋国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 052-951-3511	〒460-8520 名古屋市中区三の丸 3 丁目 3 番 2 号 名古屋国税総合庁舎
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	(提出) 大阪国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 06-6941-5331	〒540-8541 大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 63 号 大阪合同庁舎第 3 号館
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	(提出) 広島国税局 会計課 (照会) 同 徴収課 (電話) 082-221-9211	〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	(提出) 高松国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 087-831-3111	〒760-0018 高松市天神前 2 番 10 号 高松国税総合庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県	(提出) 福岡国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 092-411-0031	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎
熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	(提出) 熊本国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 096-354-6171	〒860-8603 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟
沖縄県	(提出) 沖縄国税事務所 会計課 (電話) 098-867-3601	〒900-8554 那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎
	(照会) 同 統括国税徴収官 (電話) 098-875-9022 (直通)	〒901-2550 浦添市宮城 5 丁目 6 番 12 号 北那覇分庁舎

(注) 電話番号は、各国税局(事務所)の代表電話を記載しています(沖縄国税事務所統括国税徴収官を除く。)

「鑑定人の希望届出書」の記入の要領

- 1 鑑定人の希望届出書は、応募を希望する不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者（不動産鑑定業者として登録している業者）ごとに作成してください。

したがって、本社及び支社がそれぞれ不動産鑑定業者として登録されており、そこに所属する不動産鑑定士が応募を希望する場合には、本社、支社それぞれ別に作成してください。

- 2 「①不動産鑑定業者の名称等」欄の「名称(商号)」及び「⑨氏名」欄には、フリガナを記入してください。

また、①及び⑨の「整理番号」には、確定申告書等に記載する8桁の整理番号を記入してください。

- 3 「②登録」欄の「番号」は、「国土交通大臣登録」又は「知事登録」の該当する方に○印を付し、知事登録業者である場合には、登録先の都道府県名を記入してください。

また、「登録年月日」は、直近の更新年月日ではなく、最初に業者登録をした年月日を記入してください。

- 4 「⑤会社等の概要」欄について

(1) 「資本金等の額」は、法人業者のみ記入してください。

(2) 「従業員数」は、本社は本社のみ、支社は支社のみの従業員数を記入してください。

(3) 「直近3年間の鑑定評価件数」については、不動産鑑定業者として行った不動産の鑑定評価件数（競売不動産の評価を含む。）を記入してください。

- 5 「⑥登録年月日」及び「⑦登録番号」欄は、応募を希望する不動産鑑定士の国土交通省に登録されている年月日及び番号を記入してください。

- 6 「⑪希望する業務」欄は、鑑定評価、現況調査等、鑑定評価及び現況調査等のうち希望する業務にチェックしてください。

※ 評価等を依頼すべき不動産の件数等の事情により、希望しても依頼しない場合や、希望しない業務を依頼することがあります。

- 7 「⑫精通している（希望する）」欄について

(1) 「地域」は、応募を希望する不動産鑑定士が、鑑定評価業務に精通している地域又は鑑定評価等を希望する地域を、「別表」に記載する地域の中から選択し、記入してください。

(2) 「種別・類型」は、鑑定評価等に精通している主な不動産の種別及び類型にチェックしてください。

(3) 「理由」は、精通している（希望する）理由を簡潔に記入してください。

- 8 「⑬鑑定実績」欄について

(1) 「一般鑑定」欄は、直近1年間を対象として、応募する不動産鑑定士が担当した件数及び鑑定を行った主な市区町村を記入してください。

(2) 「差押不動産等鑑定依頼の有無」欄から「固定資産税鑑定担当の有無」欄までは、直近3年程度の実績を対象として、実績の有無をチェックしてください。また「有」にチェックした場合には、直近に行った鑑定の年や主な鑑定地域名等を記入してください。

(3) 「直近3年間の鑑定評価件数」については、応募する不動産鑑定士が直近3年間に担当した不動産の鑑定評価件数（競売不動産の評価を含む。）を記入してください。

(4) 「特殊な物件に係る鑑定評価経験」については、鑑定評価を担当した経験がある物件にチェックしてください。

9 「⑭その他」欄は、該当する項目にチェックしてください。

10 貴社(所)に所属する不動産鑑定士のうち、2名以上が応募する場合は、応募する不動産鑑定士全員について、「次葉(様式1-2)」を作成してください。

精通している（希望する）地域

「鑑定人の希望届出書」の⑫欄に記入いただく地域は、次の地域から選択してください。
また、⑫欄は、複数の地域を記載して差し支えありません。

地 域 名 称		地 域 範 囲
青森県	全域	青森県全域
岩手県	全域	岩手県全域
宮城県	全域	宮城県全域
	仙台市	仙台市内
秋田県	全域	秋田県全域
山形県	全域	山形県全域
福島県	全域	福島県全域

※ 当局が管轄する都道府県以外の地域についても応募を希望される場合は、その都道府県を管轄する国税局にも様式 1－1 及び様式 1－2 を提出する必要がありますので、別添 2 を参照の上、該当する国税局の別表等を確認してください。

令和 年 月 日

_____ 殿

住所 _____

名称 _____

調 査 報 告 書

次の不動産に係る、調査結果について、別添のとおり報告します。

調査物件	所 在			
	地 番		地 目	
	地 積			
調査依頼年月日		年 月 日		
処 理 済 年 月 日		年 月 日		
添付書類				

別 添

調 査 票

1 調査対象財産の表示

財産種別	所 在	数量
土地		
	【仮換地】 街区番号 画地番号	

2 調査経緯

調査年月日	調査先	特記事項
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		

3 財産の状況

細目・利用区分	宅地・山林〔普通・保安林〕・田・畑・その他〔雑種地、 自用地〔未利用・居住用・事業用〕・貸地〔居住用・事業用〕・貸家建付地〔未 利用・居住用・事業用・不明〕、その他〔 事業用として利用している場合には事業内容：
現 況	【現 況】 田・畑、山林・駐車場・資材置場・貸宅地・〔 【道路差】 等高 ・ 道路より m 高・低 【傾 斜】 平坦 ・ 斜面〔東・西・南・北〕 約 度〔 %〕
境界確定	未確認・確認箇所〔
登 記	【地 目】 登記地目〔 【地 積】 登記地積 m ² ・実測地積 m ² 〔精度区分： 【甲区記載】 無・有〔仮処分・差押・買戻特約・仮登記・売買予約〕 【乙区記載】 無・有〔 【建 物】 無・有〔登記無 ・ 登記有〕
廃棄物・放置物	無・有〔内容：
埋設物・土壌汚染	無・不明・有〔内容：
そ の 他	

4 法令に基づく制限

都市計画	区域内〔市街化・調整・未指定〕 ・ 準区域内 ・ 区域外
用途地域	一低住 ・ 二低住 ・ 一中高 ・ 二中高 ・ 一住 ・ 二住 ・ 準住 ・ 近商 ・ 商業 ・ 準工 ・ 工業 ・ 工専 ・ 田園、
建ぺい率等	建ぺい率〔 〕％ ・ 容積率〔 〕％
地域・地区	地域地区〔 〕、地区計画〔 〕
管理・建築協定	
敷地面積の制限	無・有 〔最低敷地面積 ㎡〕
河川区域等	区域外・河川区域・河川保全区域〔制限： 〕
埋蔵文化財包蔵地	非該当・該当〔 〕 【試掘調査】不要・必要〔基準：開発行為時・所有権移転時・ 【費用負担者】 【試掘調査】行政・原因者 【発掘調査】個人住宅建設〔行政・原因者〕・個人住宅以外〔行政・原因者〕
そ の 他	

5 開発行為

要許可面積	㎡以上〔法令、条例、指導要綱名： 〕
接道要件	〔 〕に幅員 m以上接道、
ミニ開発	不可・可〔要件： 〕
その他要件	
開発の可否	可・不可〔理由： 〕
そ の 他	

6 接面道路の状況

	1	2
道路位置	東・西・南・北・〔 〕	東・西・南・北・〔 〕
種 類	国 県 市 町 村道・私道・	国 県 市 町 村道・私道・
道路番号	〔管理者： 〕	〔管理者： 〕
所有権者 (地番あり)	〔地番〕	〔地番〕
建築基準法	条 項 号 ・ 非該当	条 項 号 ・ 非該当
幅 員	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕
後 退 幅	不要・必要〔 線から m〕	不要・必要〔 線から m〕
私道持分	無・有〔申請財産、 〕	無・有〔申請財産、 〕
無償使用承諾	不要・必要・不可能〔理由： 〕	不要・必要・不可能〔理由： 〕
道路計画	無・有〔状況： 〕	無・有〔状況： 〕
そ の 他		

7 接面水路の状況

	1	2
水路位置	東・西・南・北・〔 〕	東・西・南・北・〔 〕
状 況	開渠・暗渠・道路認定〔 〕・廃滅	開渠・暗渠・道路認定〔 〕・廃滅
管 理 者	国 県 市 町 村〔 〕	国 県 市 町 村〔 〕
水路番号		
所有権者 (地番あり)	(地番)	(地番)
幅 員	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕
占用許可	不要・必要〔条件等： 〕	不要・必要〔条件等： 〕
そ の 他		

8 農地

農業振興地域		非所在・農業振興地域内農地〔農用地区域、 〕
土地改良区	土地改良区域	区域外・土地改良区地区名〔 〕
	地区除外	不要・必要〔除外金：不要・必要（ ）〕
	必要経費	無・有〔賦課金（ 円/㎡）・用水管理費（ 円/㎡）〕
	異動通知	不要・必要〔様式：有・任意 〕
	そ の 他	
耕作権等		無・有
農地転用		可能・不可能（理由： ）
生産緑地地区		指定有・指定無
そ の 他		

9 土地区画整理事業施行地区

施 行 者	、連絡先：
事業・区域名	
事業概要	都市計画決定日（ ）、事業認可日（ ）、施行面積（ ） 事業施行期間（ ～ ）、進捗状況（ %）、減歩率（ %） 換地予定日（ 、未定）、
仮 換 地	指定日（ 、未定 ） 、使用収益開始日（ 、未定 ）
清 算 金	無・不明・有（発生時期： 、金額 ）
賦 課 金	無・不明・有（発生時期： 、金額 ）
所有者変更届	不要・必要（様式：有 ・ 任意、 ）
管 理 者	仮換地指定後から使用収益開始前までの従前地の管理（所有者、施行者）
補償契約	無・有（契約内容等： ）
そ の 他	

10 占有物・越境物等

高 圧 線	無・有〔登記：有・無（内容： ）〕
電 柱	無・有〔内容：本柱 本・支柱 本・支線 本・ 〕
樹木・竹	無・有〔種類： 〕
交通標識等	無・有〔所有者： 〕
越 境 物	無・有〔内容： 〕
工 作 物	無・有〔内容：囲障・ 〕
草 刈	不要・必要
侵入防止柵	有・無 （設置の要否 ⇒ 要 ・ 不要 ）
その他の上空 通過物	

11 ライフライン等

上 水 道	本管の位置	前面道路に 有 ・ 無
	引込管の有無	無・有〔申請地用：奥まで、道路際まで、本管際まで、不明〕
	特記事項	
下 水 道	設置の有無	無・有（本管の位置：前面道路に 有・無 、引込管：有・無 ）
	受益者負担金	賦課済（全額支払済、要納付→許可日年度まで納付、必要額： ） 賦課予定：有（予定日、内容 ） ・ 無 徴収猶予中（国可能、 ）
	受益者変更届	不要・必要（様式：有・任意）、（必要書類： ）
	特記事項	
ガ ス	設置の有無	都市ガス（本管の位置：前面道路に 有・無 、引込管：有・無 ）
	特記事項	
存置可能物		専用引込管、第一桝、表示杭、メーターボックス、止水栓、
その他の維持管理 費用		